

(設置)

第1条 本市に居住又は通勤若しくは通学する外国籍の住民（以下「外国人市民等」という。）に関し生活利便性の向上、コミュニケーションの支援、多文化共生の推進、地域の受入環境の改善その他日常生活の支援体制の整備を進め、外国人市民等の暮らしやすさ及び仕事のしやすさを支援するため外国人市民等支援本部（以下「支援本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人市民等の受入環境の改善に関すること。
- (2) 外国人市民等の日常生活の支援に関すること。
- (3) 外国人市民等とのコミュニケーションの支援に関すること。
- (4) 多文化共生の推進に関すること。
- (5) その他外国人市民等の支援に関して市長が必要と認める事項に関すること。
- (6) 外国人市民等の支援及び支援体制の総合調整に関すること。

(組織)

第3条 支援本部は、一関市庁議運営規程（平成17年一関市訓令第1号）第4条に規定する職員で組織する。

2 支援本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 支援本部の会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長が主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは支援本部を構成する職員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(支援部会)

第5条 支援本部に、所掌事務の調査及び事業の推進を行うため外国人市民等支援部会（以下「支援部会」という。）を置く。

- 2 支援部会は、本部長が指名する職員で構成する。
- 3 支援部会に部会長を置き、本部員の中から本部長が指名する。
- 4 部会長は、支援部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 支援部会の庶務は、部会長が指定する課等において処理する。

(庶務)

第6条 支援本部の庶務は、まちづくり推進部交流推進課及び本部長が指定する課等において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年5月15日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日訓令第16号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。